

ふるるクラブ会員規約

- 1.〔名称〕本会の名称は、ふるるクラブ（以下「クラブ」という）と称します。
- 2.〔運営〕本クラブは、京都府舞鶴市字瀬崎小字椿原60番地、株式会社農業法人ふるるが管理運営する舞鶴ふるるFARM（以下「ふるる」という）内に事務局をおき、運営にあたります。
- 3.〔目的〕本クラブは、食と農業、健康と自然環境についてふるるとともに学び、ともに考える会員の集まりであり、さまざまな活動を通してふるると会員、さらに会員相互の親睦を深めることを目的とします。
- 4.〔入会資格〕入会は一世帯一家族1名様の入会と限らせていただきます。
- 5.〔会員〕ふるる所定の手続きをされ、かつふるるが入会を認めた方をふるるクラブ会員（以下「会員」という）とします。
- 6.〔入会金〕クラブに入会の際には、入会金1000円（税込）をお支払いいただきます。理由のいかんを問わず、お支払いいただいた入会金の返還はいたしません。
- 7.〔カード〕会員には、クラブの会員証としてふるるクラブ会員証をお渡しいたします。

（会員証使用上の注意事項）

- ・会員証はふるるでのみご利用いただけます。
 - ・会員証は会員ご本人とご家族の方が利用できます。また会員証および特典のご家族以外の他人への貸与、譲渡はできません。
 - ・会員証の所有権はふるるに帰属します。ふるるから返還請求があった場合はただちにご返却ください。
- 8.〔会員更新〕会員証の有効期限は会員証表面に記されています。有効期限前に更新のご案内をお送りいたしますので、期限内にお手続き下さい。期限内のお手続きは無料、期限が過ぎた場合には再入会（1000円（税込））でお手続きが必要となります。
 - 9.〔特典の有効期間〕ポイント・スタンプは会員証有効期限内のみ有効です。退会時には無効となります。また、会員証の紛失・盗難・破損の際には、無効となります。
 - 10.〔会員証の再発行〕会員証紛失・盗難・破損の際にはただちにご連絡願います。ふるるが認めた場合に限り、再発行いたします。
 - 11.〔会員登録事項の変更〕住所、氏名、電話番号およびその他会員登録事項に変更があった場合は、ただちにご連絡下さい。
 - 12.〔会員特典〕会員は別に定める会員特典を受けることができますが、諸般の事情により変更される場合もあります。

13 .〔 会 員 退 会 〕 下 記 の 事 項 に あ て は ま る 場 合 は、 事 務 局 の 判 断 に よ り、 会 員 退 会 と な り ま す。 こ の 場 合、 入 会 金 の 返 却 は い た し ま せ ン。

- (1) 更 新 の ご 案 内 に 対 す る 更 新 の 意 思 表 示 が ない ま ま、 有 効 期 限 が 過 ぎ て し ま っ た 場 合
- (2) 住 所、 氏 名 な ど、 そ の 他 会 員 登 録 事 項 の 変 更 に つ い て 連 絡 が なく、 ふ る る か ら の 郵 便 物 な ど が 連 続 し て 戻 っ て く る 場 合。
- (3) プ ロ グ ラ ム ・ イ ベ ン ト 等 に お い て、 ク ラ ブ 運 営 の 妨 げ や 他 の 会 員 に 迷 惑 を か け る よ う な 行 為 を 行 な っ た 場 合。
- (4) 本 規 約 に 違 反 さ れ た 場 合。
- (5) そ の 他、 社 会 通 念 上 会 員 と し て 認 め ら れ ない 場 合。

14 .〔 本 規 約 の 改 定 〕 本 規 約、 お よ び 会 員 特 典 の 内 容 に 変 更 が 生 じ た 場 合 は、 あ ら か じ め 会 員 に 予 告 し た 上 で 改 定 し、 会 員 は そ れ を 承 認 す る も の と し ま す。

15 .〔 個 人 情 報 の 取 り 扱 い に つ い て 〕 株 式 会 社 農 業 法 人 ふ る る (以 下 「 ふ る る 」 と い う) は、 個 人 情 報 の 取 り 扱 い に 関 し て 以 下 の 方 針 に 基 づ き、 お 客 様 の 個 人 情 報 を は じ め と す る 全 て の 個 人 情 報 の 安 全 か つ 適 切 な 取 り 扱 い に 努 め て ま い り ま す。

- (1) 個 人 情 報 の 収 集 ふ る る で は 必 要 な 範 囲 で お 客 様 よ り 個 人 情 報 を 収 集 さ せ て い た だ き ま す。 そ の 際 に は、 利 用 目 的 を 達 成 す る 範 囲 内 で 行 い、 取 得 目 的、 お 問 い 合 わ せ 先 を 通 知 又 は 公 表、 ま た は 取 得 後 速 や か に 通 知 又 は 公 表 さ せ て い た だ き ま す。
- (2) 個 人 情 報 の 利 用 目 的 (イ)カ タ ロ グ や D M、 ア ン ケ ー ト の 送 付 (ロ)商 品 の 発 送 (ハ)商 品 に 関 し て、 ま た 代 金 の 請 求 な ど の ご 連 絡 (ニ)商 品、 サ ー ビ ス に つ い て の ア ン ケ ー ト (記 事 を 掲 載 さ せ て い た だ く こ と が あ り ま す) (ホ)ふ る る 主 催 の イ ベ ン ト の ご 案 内 (ヘ)そ の 他 モ ニ タ ー 募 集 な ど ふ る る の サ ー ビ ス 向 上 の た め
- (3) 個 人 情 報 の 管 理 の 保 護 法 的 な 要 請 で ない 限 り、 お 客 様 の 事 前 承 諾 なく 業 務 委 託 先 (宅 配 業 者 等) 以 外 に 個 人 情 報 を 開 示、 提 供 す る こ と は あ り ま せ ン。
- (4) 個 人 情 報 の 安 全 管 理 外 部 へ の 流 出、 紛 失、 破 壊、 改 ざ ん 等 の 危 険 に 関 し て、 適 切 か つ 合 理 的 な 安 全 対 策 を 実 施 し、 個 人 情 報 の 保 護 お よ び 安 全 管 理 に 努 め ま す。
- (5) 個 人 情 報 の 開 示、 訂 正、 削 除 お 客 様 ご 自 身 の 個 人 情 報 に つ い て 本 人 又 は 代 理 人 か ら 開 示、 訂 正、 削 除 を 電 話、 郵 送、 メ ー ル な ど に よ り 求 め ら れ た 場 合 に は、 法 令 の 規 則 に 従 い 対 応 さ せ て い た だ き ま す。
- (6) 見 直 し 個 人 情 報 の 取 り 扱 い に 関 し て は、 上 記 内 容 を 絶 え ず 見 直 し 改 善 に 努 め て ま い り ま す。